

【地方行政・警察委員会】

法 務

地行警察

(1) 審議概観

第144回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出1件、衆議院地方行政委員会提出1件の合計2件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願5種類6件のうち、3種類3件を採択した。

〔法律案の審査〕

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案は、近年における広域的な行政需要の増大や地方分権の進展への対応等の観点から、市町村合併を推進するための方策の必要性にかんがみ、平成17年3月31日までに市町村の合併が行われる場合に限り、市となるべき人口に関する要件を4万人以上に緩和するほか、所要の経過措置を講じようとするものである。

委員会では、提出者衆議院地方行政委員長代理から趣旨説明を聴取した後、立法の趣旨・背景、特例適用対象となる町村合併の見通し等の質疑が行われ、全会一致で可決された。

地方交付税法等の一部を改正する法律案は、地方財政の状況等にかんがみ、地方交付税の総額を確保するため、平成10年度分の地方交付税の総額について加算措置を講ずるとともに、同年度における交付税特別会計の借入金を増額する等の措置を講じようとするものである。

委員会では、地方財政の危機の原因、資金運用部資金の繰り上げ償還の余地、景気対策関連事業費の地方負担の当否、地方債の借りかえの余地、交付税総額の確保に係る国の責務、非適債事業に対する特例交付金措置の妥当性等の質疑が行われ、討論の後、多数で可決された。

〔国政調査等〕

第143回国会閉会後の11月4日から6日までの3日間にわたり、地方公共団体の行財政状況、地域振興対策、警察及び海上保安等の実情調査のため、長野県及び新潟県に委員派遣を行い、12月3日に派遣委員から報告を行った。

(2) 委員会経過

○平成10年12月3日（木）（第1回）

- 地方行財政、選挙、消防、警察、交通安全及び海上保安等に関する調査を行うことを決定した。
- 派遣委員から報告を聴いた。
- 第18回参議院議員通常選挙の執行状況並びに選挙違反取締り状況に関する件について西田自治大臣及び政府委員から報告を聴いた。

○平成10年12月8日（火）（第2回）

- 市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案（衆第2号）（衆議院提出）について提出者衆議院地方行政委員長代理平林鴻三君から趣旨説明を聴き、同君、西田自治大臣及び政府委員に対し質疑を行った後、可決した。

（衆第2号） 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、自由、参院、無
反対会派 なし

○平成10年12月9日（水）（第3回）

- 地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第5号）（衆議院送付）について西田自治大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成10年12月10日（木）（第4回）

- 地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第5号）（衆議院送付）について西田自治大臣及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第5号） 賛成会派 自民、公明、自由、参院、無
反対会派 民主、共産、社民

○平成10年12月14日（月）（第5回）

- 請願第331号外2件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第356号外2件を審査した。
- 地方行財政、選挙、消防、警察、交通安全及び海上保安等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 成立議案の要旨

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第5号）

【要 旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

- 1 平成10年度一般会計補正予算（第3号）による国税の減収に伴う地方交付税の影響額（1兆9,655億7,000万円）について、地方財政の状況等にかんがみ、地方交付税の総額を確保するため、交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金を増額（1兆6,955億7,000万円）するとともに、国の一般会計からの特例加算措置（2,700億円）を講ずる。
- 2 緊急経済対策に伴う非公共（非適債）事業について、その円滑な実施が図られるよう、国の一般会計からの特例加算措置（1,300億円）を講ずる。
- 3 その他所要の改正を行う。
- 4 この法律は、公布の日から施行する。

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案（衆第2号）

【要 旨】

本法律案は、市町村の合併を推進するため、合併が行われる場合に限り市となるべき人口に関する要件を4万人以上とするものであり、その主な内容は、次のとおりである。

1 市となるべき要件の特例

- (1) 平成17年3月31日までに市町村の合併が行われる場合に限り、合併後の普通地方公共団体が市となるべき人口に関する要件を、4万以上とする。
- (2) この法律の施行前に市町村の合併について地方自治法第7条第1項の規定による申請がなされ、かつ、この法律の施行の際当該合併により設置されるべき町又は村が設置されていない場合においても、合併後の普通地方公共団体が、市となるべき人口に関する要件を、(1)と同様のものとする。

2 施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（1件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
5	地方交付税法等の一部を改正する法律案	衆	10.11.27	10.12.8	10.12.10 可決	10.12.11 可決	10.12.3 地方行政	10.12.8 可決	10.12.8 可決

・衆議院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	本院への 提出月日	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
2	市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案	地方行政委員長 坂井 隆憲君 (10.12.3)	10.12.4	10.12.4	10.12.4 (予備)	10.12.8 可決	10.12.11 可決			10.12.4 可決